

新農業委員を紹介します

J A 推薦の選任委員である西方眞委員が、J A 佐久浅間の役員改選により、退任されました。

西方委員は、平成21年6月に農業委員に就任し、3年間にわたり農業委員会業務に尽力されました。

西方委員の退任に伴い、JAから新たに推薦された今井巻男さん（蟹原）が町長に選任され、農業委員に就任しました。



今井巻男委員

今年6月に農協推薦により選任されました今井巻男でございます。

町内農業も農業生産額の減少、さらには、遊休農地の増加等課題の多い状況と認識しております。先輩委員の方々からご指導をいただきながら、立科町の農業、そして、地域づくりに少しでもお役に立てるよう努めて参りますので、どうかよろしくお願い致します。

所属部会：農政部会

担当地区：上房・山部・真蒲・平林・滝神

農業委員会への届出をお願いします

農業委員会が、農地等の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講じるため、農家の皆様からの届出をお願いします。

相続等の届出

平成21年の農地法改正により、農地法の許可を必要としない相続や時効等で農地の権利を取得した場合には、農業委員会への届出が必要になりました。

農業委員会は、届出のあった農地を耕作できない場合には、その利用を促すため、耕作者のあっせんを行います。

農業用施設の届出

自己所有農地を、農業用倉庫や農機具置場などの農業経営上必要不可欠な農業施設用地に転用し、その面積が200

平方メートル未満の場合には、転用許可が不要となりますが、事前に農業委員会に届出をお願いします。転用面積が200平方メートルを超える場合は、農地法第4条の転用許可が必要になります。

18条解約通知

農地の賃貸借を解約した場合には、農地法第18条の規定により、賃貸人と借借人の双方合意の上で解約した旨を農業委員会に通知する必要があります。トラブルを防ぐためにも、必ず農業委員会に通知をお願いします。

耕作放棄地再生活用支援制度をご利用下さい

長野県担い手育成総合支援協議会に造成された基金を活用した耕作放棄地再生活用支援制度では、耕作放棄地の解消を進めるため、耕作者が確保された放棄地の再生作業や土づくり、使用する農業用施設、用排水施設等の整備を総合的に支援します。

助成対象となる農地

- ①所有者以外の耕作者が確保（再生後5年以上の作付が条件）された農振農用地区域内農地
- ②再生後に地域戦略作物等（麦・大豆・そば等）を5年以上作付ける農振農用地区域外農地

主な助成事業

ア) 再生利用活動

- ①再生作業（障害物除去、深耕、整地等に対する支援）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）を一括で支援

5万円/10a又は重機等を用いて行う場合

【補助率1/2以内】

- ②土壌改良に対する支援（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）
2.5万円/10a（2年目が必要な場合に2年目のみ）

イ) 施設等補完整備

- ①用排水施設、農業用施設等の整備【補助率1/2以内】
- ②小規模基盤整備 2.5万円/10a

■ お問い合わせ先

立科町農業再生協議会事務局（農林課内）まで